

## 令和5年度香川県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

### (通 則)

- 1 令和5年度新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金については予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

- 2 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の発生により障害福祉サービス提供体制に影響を受けている障害福祉サービス事業所等が必要なサービスを継続して提供するために必要なかかり増し経費の一部を補助することにより、感染拡大の抑制に寄与することを目的とする。

### (交付の対象)

- 3 この補助金は、令和4年12月16日障発1216第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱」（以下「実施要綱」という。）3（1）及び（2）に該当する事業を交付の対象とする。

### (交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、施設・事業所ごとに、実施要綱別添1に規定する基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の合計額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
  - (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）（以下「耐用年数等省令」という。）で定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、

譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式第4により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌年度6月30日までに、知事に報告しなければならない。  
なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (8) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項2号の既定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（申請手続）

- 6 この補助金の交付の申請は、別紙様式第1による申請書に関係書類を添えて、別途定める日までに知事に提出して行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

- 7 知事は、6又は8に定める申請書が到着した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（変更申請手続）

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変化により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第2による変更交付申請書に关系書類を添えて、別途定める日までにを行うものとする。

（補助金等の概算払）

- 9 知事は、必要があると認める場合においては、予算の範囲内において概算払をすることができる。

（実績報告）

- 10 この補助金の事業実績報告は、別紙様式第3による事業実績報告書に关系書類を添えて、別途定める日（5（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに知事に提出して行わなければならない。

(補助金等の返還)

- 11 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により 4、6、8 及び 10 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 11 月 21 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。